

議第162号

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年11月25日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
京都市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。
第5条本文中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改める。
第6条第1項及び第3項中「次条第1項」を「次条第1項本文」に、「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改める。
第7条第1項中「，必要があると認めるときは」を削り、「ことができる」を「ものとする」に改め，同項に次のただし書を加える。
ただし，別に定める自転車等駐車場の指定管理者については，この限りでない。
第8条第1項中「，必要があると認めるときは」を削り、「ことができる」を「ものとする」に改め，同項に次のただし書を加える。
ただし，別に定める自転車等駐車場の指定管理者については，この限りでない。
第11条第1項中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改める。
別表第1京都市桂駅西口自転車駐車場の項の次に次の1項を加える。

京都市松尾駅自転車等駐車場	京都市西京区嵐山宮ノ前町47番地の3
---------------	--------------------

別表第2（1）の項中「京都市花園駅自転車等駐車場」の右に「，京都市松尾駅自転車等駐車場」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市松尾駅自転車等駐車を設置する等の必要があるので提案する。